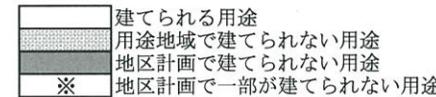


長岡都市計画地区域内の建築物の用途制限の概要

例示	一低住専 (い)	二低住専 (ろ)	一中住専 (は)	二中住専 (に)	一住居 (ほ)	二住居 (へ)	準住居 (と)	近隣商業 (ち)	商業 (り)	準工業 (ぬ)	A	B	C
											工業 (る)	工業 (る)	工業専用 (を)
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅のうち店舗、事務所の部分が一定規模以下のもの													
併用住宅（外観からそれが明確に判断できるもの）													
幼稚園、小学校、中学校、高等学校													
図書館等													
神社、寺院、教会等													
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等													
公衆浴場、診療所													
老人福祉センター、児童厚生施設等	①	①											
巡回派出所、公衆電話所等													
大学、高等専門学校、専修学校等													
病院													
床面積の合計が150m ² 以内の一定の店舗、飲食店等											※1		④
床面積の合計が50m ² 以内の一定の店舗、飲食店等											※1		④
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店					②	③					※1	※2	
上記以外の事務所等					②	③							
ボーリング場、スケート場、水泳場等						③							
ホテル、旅館						③							
自動車教習所						③							
床面積の合計が15m ² を超える畜舎						③							
マージャン屋、ぱらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等													
カラオケボックス等													
2階以下かつ床面積の合計が300m ² 以下の自動車車庫													
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300m ² を超える自動車車庫（一定規模以下の附属車庫等を除く）													
客席の部分の床面積の合計が200m ² 未満の劇場、映画館、演芸場等													
客席の部分の床面積の合計が200m ² 以上の劇場、映画館、演芸場等													
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等													
個室付浴場業に係る公衆浴場等													
テレホンクラブ等営業施設					②								
作業場の床面積が50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等													
作業場の床面積の合計が50m ² 以下の工場で、危険性や環境を悪化させるおそれがある非常に少ないもの													
床面積の合計が150m ² 以下の自動車修理工場													
作業場の床面積の合計が150m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがある少ないもの													
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300m ² 以下の自動車修理工場													
作業場の床面積の合計が150m ² を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの													
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設						③							
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設													
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設													
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設													

- ①一定規模以下のものに限り可能
- ②当該用途に供する部分が2階以下かつ1500m²以下の場合に限り建築可能
- ③当該用途に供する部分が3000m²以下の場合に限り建築可能
- ④物品販売店舗、飲食店が建築禁止



※1:自動車関連サービス施設は可
※2:3000m²を超えるものは不可